

民主政と恣意性

福家 佑亮

1. はじめに

1.1 本論の背景、目的、構成

近年、唯一正統な政治体制としてその地位を確立したと思われた民主政（democracy）が脅かされつつある。権威主義体制などの非民主主義的な政治体制が世界的に存在感を増してきており、民主政を採用している国々でも、特に若年層ほど民主政に対する支持が低下し、自由で平等な選挙以外で指導者を選出することに対して抵抗感が弱まっていることが指摘されている（Foa and Mounk [2016] 5-14）。こうした「民主政の危機」とも呼べる状況に呼応するかのよう、英米圏の政治哲学では民主政の正当化について盛んに議論が交わされている（Kolodny [2014b]; Brennan [2016]; Wilson [2019]）。そこでは、政治的能力に応じて選挙権を不平等に分配する知者政（epistocracy）ではなく「なぜ民主政なのか」という問いが提起されこれまで自明視されてきた民主政の正当化根拠について哲学的反省が進んでいる¹。

民主政の正当化根拠の候補としては、集合的自己決定（self-determination）や平等（equality）など様々な価値を挙げることができるが、本論は考察の主題を共和主義的自由（republican freedom）におきたい。共和主義的自由については、この概念に脚光を浴びせた立役者の一人であるフィリップ・ペティットの議論を中心として、近年民主政との結びつきが盛んに論じられており、民主政の哲学的基礎を

¹ 知者政の具体的な構想としては、Brennan [2016] ch.8 を参照せよ。

めぐる議論においても一定の影響力を及ぼしている（Pettit [2012]; Pettit [2014]）。それゆえに、共和主義的自由からの民主政擁護論が成功しているかどうかを検討することには、実践的のみならず理論的にも重要な意味がある。

本論の目的は、近年民主政への有力な対抗馬と目されている知者政を念頭に置きつつ、共和主義的自由に依拠する民主政擁護論の成否とその含意を検討することである。この目的を達成するために、本論は以下の構成を採る。2 節では、消極的自由との対照を通じて共和主義的自由の基本構造を抽出し、共和主義的自由の恣意性テーゼが民主政の正当化において中核的地位を占めることを示す。3 節から 6 節では、これまで共和主義的自由により提案されてきた（非）恣意性の解釈として、被干渉者の利益の反映（3 節）、外部からの実効的制約（4 節）、コントロール可能性（5 節）、裁量（6 節）を取り上げ検討する。その結果、これらの恣意性解釈は、そもそも民主政の正当化に役立たないか、あるいは、民主政だけでなく知者政も同時に正当化し得るものであることが明らかとなる。最後に 7 節で、恣意性解釈の候補として社会的平等（social equality）に検討を加える。7 節では、社会的平等を採用する場合、知者政を排除して民主政を擁護することが可能となるが、今度は民主政と同時に公職者をくじ引きで選出する抽選政（lottocracy）が正当化されることを示す。

1.2 本論の設定する 2 つの前提

2 節に進む前に、本論がおく前提について 2 点ほど述べておきたい。1 つが、本論で扱う民主政の正当化方法に関する限定である。民主政の正当化に関する議論は、大別して道具主義（instrumentalism）

と非道具主義（non-instrumentalism）の陣営に分かれる²。前者は、人権の保障や経済的繁栄等の望ましい帰結を生み出す手段として民主政の擁護を試みる立場であり³、後者は平等や自律の価値と民主政の間に内在的・構成的な関係を見出して擁護を行う立場である。道具主義的正当化については、実証的なデータに基づいた経験的議論が必要となる等の事情を考慮して、本論では民主政の非道具主義的な正当化を中心に上げる。

もう1つが、先ほど言及した民主政、知者政、抽選政の特徴づけと定義である。本論では、それぞれの体制の比較を容易にするため、2点ほど仮定をおく。1つ目の仮定として、いずれの政治体制も代表制を採用しているものとする。2つ目の仮定として、3つの政治体制は、政治的・公職者の選出方法の点でのみ異なり、その他の点で制度上違いがないとする。また、公職者の選出方法についても、被選挙権の点では3つの体制の間で違いは存在しないが、選挙権については重要な違いが残ると仮定する。つまり、民主政は公職者を平等な選挙で、知者政は不平等な選挙で、抽選政はくじ引きで選出するが、こうした選出方法以外の点についてそれぞれの政体間で違いは存在しない。たとえば、言論・集会の自由等の政治的自由や経済的自由の保障、あるいは、三権分立等の政治構造の点で3つの政治体制間で差はないと仮定する。

² 実際のところ、民主政の擁護者の多くは、道具主義と非道具主義の両方を一定の仕方で組み合わせた両立主義を採用している。両立主義に関しては、小林[2019]を参照せよ。

³ とりわけ道具主義の中でも、集合的意志決定から独立した正しさや共通善といった道徳的真理の存在を仮定したうえで、投票や熟議を通じた集合的意志決定はそうした道徳的真理に到達する可能性が高いと主張する、いわゆる認識的デモクラシー（epistemic democracy）が近年盛んに議論されている。認識的デモクラシーについては、Goodin and Spiekermann [2018]や Landemore [2013]、内田[2019]を参照せよ。また、抽選政の道具的価値については、山口[2020]を参照せよ。

以上の条件の下、それぞれの体制には公職者の選出に与える影響力の観点から以下の定義を与えることができる。

民主政：公職者の選出への正の影響力の機会を政治共同体の構成員に対して平等に分配する政治体制。（Kolodny [2014a] 197-198）

ここで、「正の影響力の機会」と呼ばれているのは選挙権のことであり、政治共同体の構成員に対して平等な選挙権が認められているのが民主政の特徴である。

知者政：公職者の選出への正の影響力の機会を政治共同体の構成員に対して不平等に分配する政治体制。

一方で、知者政は政治的能力に応じて選挙権を不平等に分配する政体である。たとえば、ジョン・スチュアート・ミルが『代議制統治論』で提案したことで知られている、教育歴や職務経験に応じて不平等な選挙権を認める「複数投票制（plural voting）」は、知者政の一例であると考えることができる（Mill [1977=2019]）。

抽選政：公職者の選出への零の影響力の機会を政治共同体の構成員に対して平等に分配する政治体制。

最後に、抽選政であるが、この体制は選挙ではなく抽選によって公職者を選出するので、政治共同体の構成員は公職者の選出に投票を通じて影響を与えることができない。つまり、選挙と比較した時、公職

者の選出について、抽選政では政治共同体の構成員に対して零の影響しか与えられていない。

民主政と、その比較対象となる政体の特徴づけについて以上のような仮定をおいたうえで、以下では議論を進めていく。

2. 共和主義的自由と恣意性テーゼ

共和主義的自由と民主政の結びつきは、本節末尾で確認する共和主義的自由の恣意性テーゼを理解することで明瞭となる。そして、恣意性テーゼを含めた共和主義的自由の構造を理解するためには、消極的自由との比較が有益である。こうした事情を受け、本節では消極的自由との対照を通じて、共和主義的自由が 2 つのテーゼからなる自由論であることを明らかにしたうえで⁴、共和主義的自由から民主政を擁護するためには恣意性の解釈が鍵となることを示す。

バーリンによる「二つの自由概念」発表以来、消極的自由とは拘束や強制などの他者に起因する干渉の不在 (Steiner [1996=2016]; Carter [1999])、積極的自由とは理性や国家などの高次の自己や集合的意志に沿う形で実際に自由を行使すること (Kristjánsson [1996] ch.5)、おおむねこのように理解されてきた。ペティットの目標は、この 2 つの自由とは異なる独自の自由解釈として「非支配としての自由 (freedom as non-domination)」の提示を試みることにある (Pettit [1997] 51)。

それでは、「非支配としての自由」とは何か。予告した通り、「非支配としての自由」の特徴を明確化するために、まず消極的自由から話

⁴ こうした共和主義的自由を 2 つのテーゼから理解する解釈として、Carter [2008] 64 や List and Valentini [2016] 1046 を参照せよ。

を始めたい。さて、あらためて消極的自由とは、以下のように定式化することができる。

消極的自由：自由とは他者に起因する干渉の不在である⁵。

たとえば、玄関から外出するという行為について、他者によって閉じ込められる等の干渉が存在しないとき、玄関を通じて外出する消極的自由が存在することになる。しかし、こうした実際の干渉の不在に着目する消極的自由が、極めて不安定なものであることをペティットは指摘する。具体的に次の2つの地域の事例を考えてみよう⁶。Aの地域では、玄関から外出する自由をはじめとして、人身の自由が法によって保障されている。そこでは、正統性を有する統治機構による法の支配が成立しており、違反者には罰則が科せられ被害者には補償が約束されている。他方、Bの地域では、そうした法の支配が欠如しており、権力者による実効支配によって辛うじて治安が維持されている状態である。確かに、権力者に媚びへつらい歓心を買うことで一時的に人身の自由を確保することは可能だが、権力者の気分次第でいつでもそうした自由が奪われる危険が付きまとっている。ここで重要であるのは、この2つの地域間で消極的自由については違いが存在しないように見える点だ。つまり、法の支配で保障されていようが、権力者による慈悲によって保障されていようが、実際の干渉の不在という点で2つの事例間に大きな違いは存在しないのである⁷。

⁵ 自由の三分法 (trivalent) 等を考慮すると、この定義は自由の定義としてやや問題だが、本論の議論内容には大きく影響しないので、これを消極的自由の定義として採用する。自由の三分法については、Schmidt [2016] 186-190 を参照せよ。

⁶ この事例は、Pettit [1993] 19 で使用されたものを適宜修正したものである。

⁷ 厳密に言えば干渉の蓋然性や総量的自由の観念を導入することで2つの地域の間には重要な違いを見出すことが消極的自由にも可能ではある (Carter [1999] 12-14, 189-191)。本文中の2つの地域間では干渉の蓋然性や総量的自由等の他の

しかし、ペティットは、消極的自由がこうした 2 つの事例間の違いを考慮できない点を問題視する。権力者の意志(will)が変われば、たちどころに失われてしまう危険性のある自由は、極めて不安定な自由でありそもそも自由の名に値しない(Pettit [2014] 46-52)。実際、不自由の典型例である、奴隷や家父長制下の女性、植民地支配下にある人々等の境遇の特徴は、実際に権力者から干渉を受けることに加えて、権力者の意志に彼ら・彼女らの自由が依存しているという点にある。

以上の議論には共和主義的自由の重要な特徴が表れている。本論では、共和主義的自由を構成するこの 1 つ目のテーゼを、干渉可能性テーゼと呼びたい。

共和主義的自由の干渉可能性テーゼ：自由とは他者の意志に起因する干渉の可能性の不在である。

既に述べたように、共和主義的自由が問題視するのは、実際の干渉だけでなく、自由が他者の意志によって左右されるような脆弱な状態である。干渉可能性テーゼに従えば、消極的自由と比較して、共和主義的自由はより広範囲に自由を阻害する要因を見出すことになる。

だが、干渉可能性テーゼは共和主義的自由の独自主張であると同時に、厳しい批判を招いてきたテーゼでもある。その批判とは、他者の意志に起因する干渉の可能性までも問題視する共和主義的自由は、ほとんど成立する余地がないというものだ⁸。というのも、社会

条件についても違いはないと想定する。この場合、消極的自由の観点から 2 つの地域の間には重要な違いは存在しない。

⁸ 近年では「不可能性批判(impossibility objection)」として、それをめぐり共和主義的自由の批判者と擁護者の間で盛んに論争が繰り広げられている。不可能性批判については、Simpson [2017] 35-43 を参照せよ。

生活の至るところで、我々は何らかの形で他者の意志を頼りにして生活を送らざるを得ないからである。

たとえば、私が無人の公園のベンチに腰掛け、本を読む自由を享受しているとしよう。ここで、見ず知らずの人間が公園を訪れたとき、私が平穩に本を読む自由はこの他者が私の自由を侵害するような振る舞いをしないという彼・彼女の意志に依存している。もちろん、この他者が悪意に突き動かされて私の自由を妨害する蓋然性は非常に低いかもしれない。しかし、蓋然性の多寡はここでは問題とならない点に注意しよう。なぜなら、共和主義的自由が支配の典型例と考える奴隸制や家父長制等の事例であっても、権力者側の人間の気質が善良である場合等、干渉の蓋然性が低く抑えられる状況はあり得るからである。幼少時から身の世話を任せてきた奴隸への慈悲から、あるいは妻への愛情から、奴隸の主人や夫が自由を奪う蓋然性は極めて低いかもしれない。だが、こうした幸運な状況下でもなお、奴隸や妻の自由が権力者の意志次第で奪われ得る状況に変わりはないのである。

つまり、たとえ潜在的な干渉者が善良であり実際に被干渉者が干渉を被っていないくとも彼・彼女の自由が奪われていると主張するためには、他者の意志に起因する干渉の蓋然性の多寡ではなく干渉の可能性そのものを問題視する必要がある。しかし、他者と何らかの形で接触して生活せざるを得ない以上、我々は常に他者の意志に起因する干渉の可能性に晒されている。したがって、共和主義的自由は、そもそも社会生活を営む限りほとんど成立不可能な自由なのである。

一見したところ、この批判は共和主義的自由の独自主張が却ってその不可能性を招くことを示している点で、極めて深刻な批判であるように見える。しかし、この批判に応える理論的資源が、共和主義

者に残されていないわけではない。理論的資源は複数存在するが⁹、本論が着目するのは共和主義的自由と消極的自由のもう 1 つの違いである。

その違いとは、共和主義的自由にとって自由を侵害するような干渉は恣意的なもの（arbitrary）に限定されるという主張だ。つまり、あらゆる干渉が自由を侵害するわけではなく、恣意性を帯びてはいない干渉は被干渉者の自由を阻害する性格を失うのである（Pettit [1997] 35）。この主張は他者に起因する干渉であれば、その多くを干渉とみなす消極的自由とは対極的な主張である¹⁰。こうした両者の違いは法に対する態度にも表れている。共和主義的自由にとって、法の支配を代表とする一定の秩序だった強制は自由を侵害しない。一方で、消極的自由にとっては、たとえ適切な手続きを踏まえて制定された恣意的ではない法であっても、強制であることには変わりはない。恣意的でない干渉は自由を侵害しないという共和主義的自由の 2 つ目のテーゼを、本論では恣意性テーゼと呼ぼう¹¹。

⁹ 別の応答としてあり得るのは、干渉可能性だけでは不自由を構成する条件として緩すぎることを受けて、干渉が成立するための追加的な条件を加えることである。こうした応答として、Lovett and Pettit [2019]や Ingham and Lovett [2019]を参照せよ。

¹⁰ 実際には消極的自由の支持者であっても特定の条件が満たされた場合には、干渉は自由を侵害するものではなくなると考える。その一例は、干渉者に干渉の道徳的責任を問えない場合、干渉は自由を侵害する性質を失うという立場である。こうした見解として Miller [1983]や Kristjánsson [1996]を参照せよ。

¹¹ ここでいわゆる自由の道徳化構想（moralized conception of liberty）の問題について触れておきたい。自由の道徳化構想とは、正義や福利といった自由とは区別される価値を自由の定義に導入する構想のことである。自由の道徳化構想は、自由が問題となる文脈に他の価値を混入させる点でしばしば批判の対象となる立場である。共和主義的自由は、恣意性の名の下、自由とは異なる不純な概念を自由論の中に密輸入していると批判されることがある（Carter [2008] 64, 65）。ただ、近年道徳化構想を積極的に擁護する論者もあり（Bader [2018] 157-164）、自由の道徳化構想が本当に問題の抱える立場であるかどうかは相当程度論争の余地があることも確かである。こうした事情を踏まえ、本論では道徳化が自由概念にとって回避すべき操作であるのか、仮にそうだとすると恣意性テーゼは自由の道徳化に該当するのか、これらの点については問題とせず議論を進めていきたい。

共和主義的自由の恣意性テーゼ：恣意性を免れた干渉は自由を侵害しない。

すなわち、恣意性テーゼに従えば、我々が他者の意志に起因する干渉可能性から逃れることが困難だとしても、そうした干渉可能性は恣意性を免れているがゆえに不自由をもたらさないと応答する道が共和主義的自由に開かれるのである。

以上の議論から、共和主義的自由が民主政を擁護する際になぜ恣意性テーゼが重要となるのか、その理由が明らかとなる。これまで本論では、主に干渉者として個人を念頭に置いてきたが、当然、国家も潜在的な干渉者に含まれる。むしろ、暴力装置を専有する国家による干渉の方が、個人による干渉よりも遥かに危険ですらある。だとすると、地球上の居住可能な領域のほぼすべてが国民国家によって覆われている現在、こうした国家の下で暮らす市民は全員が国家による支配（domination）を受けているのだろうか。必ずしもそう考える必要はない。なぜなら、国家による干渉が恣意性を免れている可能性が残されているからである。ここで、共和主義的自由が持ち出すのが、民主政に他ならない。つまり、民主政を通じた集合的自己決定によって国家の干渉は恣意性を失い、国家の下で暮らす市民達は国家による干渉可能性に晒されながらも自由であり続けることが可能になるのだ（Pettit [2012] ch.3; Pettit [2014] ch.5）。

以上の議論が正しいとして、実際に民主政が恣意性を免れていると主張するために、共和主義的自由には次の 2 つの課題が課せられる。適切な恣意性の基準の提示、その基準に照らし合わせて、民主政が非道具主義的な仕方で恣意性を免れていることの論証、この 2 つ

の課題である。3 節から 6 節ではこの課題に対する共和主義的自由から提示された応答について検討していきたい。

3. 被干渉者の利益の反映

『共和主義 *Republicanism*』におけるペティットをはじめとして、共和主義者の中で一定程度の支持を獲得している恣意性の基準は、被干渉者の利益の反映の有無である（Pettit [1997] 52; Maynor [2003] 137; Laborde [2008] 153; Shapiro [2012] 294）。ペティット自身の記述を引用すれば、「ある干渉行為は干渉を被る人間の利益や考え方を反映するよう強いられているほど非恣意的なものとなる」（Pettit [1997] 55）。ここで更に問われねばならないのは、被干渉者の利益の中身である。利益の中身は大きく分けて、（A）手続き独立的な利益と（B）手続き依存的な利益、この 2 種類に分類することができる。

利益の中身が手続き独立的であるとき、利益がもたらされたと言えるのは、ある特定の結果や事態が成立した場合であり、結果や事態がいかなるプロセスを経由して成立したのかは利益がもたらされたかどうかに関係がない。たとえば、ある人が現行の所得税法の廃止を望んでいるとしよう。熟議や投票などの民主的手続きを通じて廃止となるか、それとも、何らかの非民主的な経路あるいは独裁的な権力の行使によって廃止となるかを問わず、当該法案が廃止となりさえすれば利益がもたらされたと言える場合、その人の利益は手続き独立的なものである。しかし、多くの人々はどのような手続きを通じて結果が生じたかにも関心を持つ。手続き独立的な利益が満たされたかどうかを問わず、結果や事態が適切な手続きを経て実現さえすれば利益が満たされたと言える場合、その人の利益は手続き依存的なものである。

さて問題は、以上の 2 つの利益の解釈が、恣意性の基準と民主政の擁護論として適切に機能するかどうかである。前者の恣意性基準に関しては、被干渉者の利益の反映は、恣意性を判断する基準として適切であるように見える。奴隷制や家父長制が支配の典型例であるのは、被干渉者の境遇が干渉者の一存の下に置かれることで被干渉者の利益が無視される点に、その理由の一端を求めても奇妙ではないだろう。だとすると、恣意性を消滅させるためには、何らかの形で被干渉者の利益を反映することが必要であるように思われる。

しかし、被干渉者の利益の反映が恣意性基準として適切であったとしても、民主政が被干渉者の利益を反映させるための装置として、他の政治体制よりも優れているかどうかは別問題である。以下で示すように、2 種類の利益について、被干渉者の利益を実現する集合的意志決定方法として民主政が知者政よりも優れているかどうかは疑わしい。

それでは、(A) 手続き独立的な利益から検討していこう。まず根本的な問題として、様々な利益を持つ様々な個人に対して、集合的意志決定を通じて干渉を行う民主政は、その決定に利益が反映されていない個人を常に生み出さざるを得ない (List and Valentini [2016] 1062-1063)。換言すれば、民主政においては多数決が採用されている以上、自らの手続き独立的な利益が必ず集合的意志決定に反映されるとは限らない。だとすると、民主政下においては、決定のたびに支配に晒される個人が存在することになり、恣意性を免れた集合的意志決定は存在しなくなる (Sharon [2016] 137-138)。

しかし、集合的意志決定に際して反映すべき被干渉者の利益は、互いに衝突し合う恐れのある個々人の利益とは限らない。実際、集合的意志決定に際して考慮すべきは、被干渉者の間で共通の利益である

とペティットは指摘している（Pettit [1997] 55-56）。だが、被干渉者間で共通の利益に関しても、他の集合的意志決定と比較して、民主政が最も上手くそれを反映しうるということを示す決定的な理由はない。ヘンリー・リチャードソンが正しく指摘するように、被干渉者の利益を明敏に察知し、それを実現する政策や法を迅速に実現する知者政が、共通利益の反映という観点から民主政に劣後する必然的理由は存在しないように思われる（Richardson [2002] 42）。もちろん、利益の反映について、実際にどの集合的意志決定が優れているかは、概念的には決着がつかず経験的な調査を必要とする問題である。だが共和主義的自由の支持者が一般に想定するよりも、被干渉者の手続き独立的な利益の反映として恣意性を理解する議論が、民主政と共和主義的自由を架橋する議論としては脆弱である点は留意しておいてよい。

だが、以上の議論に対しては、手続き独立的な利益に加えて、手続き依存的な利益を考慮すべきだという反論が提起されるかもしれない。つまり、決定の過程において、自分の意見を見捨てることなく他者と同じ重みをもって考慮してほしいと被干渉者が要求する場合、選挙権を不平等に分配する知者政ではなく、全ての有権者に投票を通じた意志表明の機会を平等に付与する民主政こそが、適切な集合的意志決定方法であるという反論である。この点についても、ペティットは、被干渉者に共通の手続き依存的な利益に関心を払うよう主張している（Pettit [2006] 281）。

しかし、この被干渉者に共通の手続き依存的な利益の考慮をもってしても、民主政が知者政よりも利益の反映の点で優れていると判断するには不十分である。というのも、被干渉者に共通の手続き依存的な利益が、民主政によって実現されるとは限らないからだ。本論冒

頭でも述べたように、世界的趨勢として現在民主政が求心力を失いつつある。この状況が進めば、各人の意見を平等に尊重する民主政よりも、知者の意見のみに耳を傾けて優れた判断を下す知者政の方が、好ましい手続きであるという考え方が被干渉者間で共有される可能性はあり得る。この場合、被干渉者に共通の手続き依存的な利益の観点から、知者政が正当化されてしまうことになる¹²。

(A) 手続き独立的な利益と (B) 手続き依存的な利益に基づく議論は、どちらも道具主義的な議論に近く、1 節で述べたように確定的な結論を下すことは本論の範囲を超える¹³。ただ、少なくとも本節で確認した通り、概念上の議論のみで、被干渉者の利益の観点から知者政より民主政が優れていると結論することは困難であるように見える。

¹² それでは、各人の意見を平等に尊重する集合的意志決定への手続き依存的な利益が被干渉者の間で共有されたとき、民主政は正当化されるだろうか。この場合、確かに民主政は正当化されるが、同時に抽選政も正当化されるように見える。というのも、7 節で論じるように、抽選政も政治共同体の構成員の発言権を等しく無視する点で、ある意味で各人の意見を平等に尊重する集合的意志決定であると主張することが可能だからである。

¹³ 本文では、手続き独立的か依存的かを問わず、干渉者の現実の (actual) 利益を想定していた。ここで、現実の利益には間違った情報や妥当ではない推論を通じて形成された可能性があることを踏まえると、恣意性の有無を判定するためには、現実の利益ではなく、十分な情報と適切な推論の下で形成されたであろう仮想的な (hypothetical) 利益を考慮すべきであると指摘されるかもしれない。ただ利益の中身をこうした仮想的なものに設定したとしても、民主政が知者政よりも仮想的な利益の反映の点で優れていると判断することは難しい。まず 1 つ目の問題として、仮想的な利益の観念自体が極めて曖昧な点を挙げることができる。かりに仮想的な利益の反映に依拠して民主政を擁護するのならば、問題となる仮想的な利益の中身について分節化し詳細を提示することが擁護者には求められる。2 つ目の問題は、知者政には反映不可能であるが民主政には反映可能であるような利益の存在への疑念である。最も有望な候補として、各人の意見への平等な尊重を挙げることができるが、注 12 でも指摘したようにこのような平等性の要請は抽選政でも満たすことができる。したがって、知者政を排除しつつも、民主政と同時に抽選政も正当化されることになる。

4. 外部からの実効的制約

その後、ペティットは被干渉者の利益の反映とは異なる恣意性の解釈を採用するが、その検討に移る前に、4節では、ペティットとは異なる恣意性理解を提示するフランク・ラヴェットの見解を検討する。まずは、恣意性を被干渉者の利益の反映と捉える見解へのラヴェットの批判から議論を始めたい。

ラヴェットは、自らの恣意性理解¹⁴が、恣意性の内実を被干渉者の利益の反映に求めるあらゆるヴァージョンよりも、恣意性解釈として優れていると主張する (Lovett [2012] 147)。この主張を例証するためにラヴェットが持ち出すのが以下のような例だ。歴史をはじめとしたさまざまな要因によって、圧倒的に有利な社会的権力¹⁵を振るう集団 A と不利な立場に立たされたその他の諸集団 B によって構成される社会が存在するとしよう。A の優位性を覆すことは困難であるので、B は A の持つ権利や諸特権を独立の裁判官達によって成文化し不偏的な仕方で執行するように要求した。A は、B の提案は A の利益に背くものでないし、実現にかかるコストも低いとして、B の要求を受容した。ラヴェットの診断によると、被干渉者の利益の反映という観点では、B の提案は B が A に支配されている状況を変えるものではない。なぜなら、B の提案によって A の権利の執行には裁判官による制約が課せられたが、こうした制約は、A が B の利益を促進する仕方で社会的権力を振るうことを何ら保証するものではない

¹⁴ ラヴェットは干渉者が実効的制約に服していればその内容は問わない自説を恣意性の手続き的解釈と呼び、実効的制約に加えて被干渉者の利益の反映を求める恣意性の実体的解釈との区別を強調する。だが本論では既に 3 節で取り上げた手続き依存的利益との混同を避けるために、彼の恣意性理解を外部からの実効的制約説と呼ぶ (Lovett [2012] 140)。

¹⁵ 社会的権力とは、社会的権力が存在していなければ他者が好んで行おうとした行為が存在するとき、そうした他者が好んで行おうとした行為とは別の行為を行わせる能力を意味する (Lovett [2010] 74-75)。

からである。しかし、提案が受け入れられた前後で、B の置かれた支配関係は大きく変化しているとラヴェットは指摘する。提案が受容されたことで、A がどのような権利を持っているかが明確になり、B はそうした予測に基づいて行為することが可能になったからである。つまり、A の権力に裁判官や法という外的な制約が導入されたことで、支配が軽減されたと考えることができる。この事例を梃子として、恣意性の基準として、利益の反映よりも外部からの実効的制約の有無が重要であるとラヴェットは主張するのである (Lovett [2012] 147)。

それではラヴェット自身の恣意性の定義を確認しよう。彼によれば、社会的権力は、「関係する人々や集団の共有知識となっている実効的なルールや手続き、目標によって外的に制約されていない」程度に応じて恣意的なものとなる (Lovett [2010] 96)。換言すれば、干渉者が外部からの実効的制約に服していない程度に応じて、恣意性の度合いは高まる。ラヴェットのこの恣意性の定義は、支配の重要な側面をつくものとなっている。2 節で確認した通り、奴隷制や家父長制下においては、たとえ善良な主人や夫であっても共和主義的自由への脅威であることに変わりはない。それは、結局のところ、被干渉者の境遇が気質や性格という干渉者の内的な属性に依存しており、第三者という干渉者の外部の抑止力が欠如している点にその原因の一端がある。ラヴェットはこの点を正しく認識しており、恣意性を左右する要素として干渉者に対する外的な抑止力の有無を考慮している。以上から鑑みるに、ラヴェットの恣意性の定義には一定程度の妥当性を認めてもよいだろう。

しかし、支配の重要な側面に光を当てているとは言え、ラヴェットの定義は、恣意性理解そのものとしても、民主政の擁護の観点からも不十分といわざるを得ない。

まず、恣意性理解としての妥当性だが、ラヴェット自身が認めているように、彼の定義は支配が生じている明白な事例を見逃してしまうという致命的な欠陥を抱えている。たとえば、制度化された差別（institutionalized discrimination）の事例を考えてみよう。この制度の下では、特定の宗派や人種などに対して教育施設の隔離や特定の職業への就業を禁止するなどの干渉が実施されている。ただ、そうした干渉は、禁止されている行為が事前に法に明記されており、しかも禁止を破った場合の罰も法や規則に則った仕方で執行される（Lovett [2010] 117-118; Lovett [2012] 149-150）。換言すれば、一定の法やルールに制約された形で、特定の集団に対して差別的取り扱いが実施されているのが制度化された差別の事例である。もちろん、ラヴェットも制度化された差別が道徳的に問題であることは認めるものの、その道徳的悪さは支配とは別の観点から説明されるべきであって、社会的権力の恣意的な執行の問題とは区別されるべきであると主張する（Lovett [2010] 118-119; Lovett [2012] 150）。

だが、このラヴェットの応答は明らかに問題を抱えている。ラヴェットの主張とは裏腹に、制度化された差別は典型的な支配関係の事例だと思われるからだ。ラヴェットの定義では、明白な支配関係を捉え損なっているという本論の主張を裏付けるために、以下の事例を考えてみよう¹⁶。奴隷制が未だ機能している十九世紀中盤のアメリカ南部において、反抗的な奴隷を処罰するための法律が定められた。この法律は、事前に広く公布され、処罰手続きも厳密に規定され、奴隷に異議申し立ての権利も認められている。法を無視して、私刑を加えることは主人に許されていない。このような法律の下で奴隷に行われる干渉は、法による外的な実効的制約に服しているため、ラヴェッ

¹⁶ この事例は McCammon [2015] 1045-1046 に適宜変更を加えたものである。

トの定義に従えば恣意的な干渉には該当しないことになる。しかし、奴隷に加えられる干渉が法による外的な実効的制約に服していても、この事例はなお主人と奴隷の支配関係の典型例であるように思われるのである。そうであるならば、ラヴェットの恣意性定義は、こうした支配の典型例を支配と認めることができない点で極めて問題含みである¹⁷。

加えて、民主政の擁護に関しても、ラヴェットの恣意性理解は有力な論拠たり得ない。ラヴェットに従えば、民主政の決定が恣意性を免れるのは、それが法や憲法によって限界づけられている、あるいは、三権分立による抑制の下、外部からの実効的制約に服している時である。しかし、本論において、民主政と知者政の間には、公職者の選出方法しか差が存在しないのだから、知者政や抽選政もそうした集合的決定に対して外部から実効的制約を課す機構を導入することが可能である。すなわち、ラヴェットの定義する意味での恣意性は知者政でも回避できるものであるから、民主政のみを特別正当化する根拠にはなり得ないのである。

5. コントロール可能性

『共和主義』から約十五年後に出版された『人民の契約について *On the People's Terms*』では、被干渉者の利益の反映とは異なる恣意性基準をペティットは提示している。それが、干渉のコントロール可能性である（Pettit [2012] 50, 58; Pettit [2019] 25）。それでは、ある結果をコントロールしていると言えるための条件とは何か。ペティットによれば、コントロールには、影響（influence）と方向づけ（direction）という 2 つの要素が含まれている。影響とは、行為者がある結果を

¹⁷ 類似の批判として Arnold and Harris [2017] 58-62 を参照せよ。

生じさせることである。たとえば、渋滞が発生している交差点に、車を誘導して渋滞を解消しようと、何の権限もない一般人が警察官の代わりに交通整理を始めたとしよう。この時、ある車は一般人の指示に従うが、他の車は彼・彼女の誘導を無視し、結果として交通が混乱に陥る可能性が高い。この場合、当該の一般人は、混乱の発生に対して影響を与えていると言える。しかし、自分の目的に沿って方向づけているとは言えない。なぜなら、渋滞を解消して車の移動をスムーズにするという当初の目論見とは真逆の結果が生じているからである。ここで重要となるのは、2つ目の要素である方向づけである。方向づけとは、ある結果が事前に想定していたあるいは好ましいパターンに従った形で生じることを意味する（Pettit [2012] 153-156; Pettit [2014] 121-124）。つまり、交通整理の例が示しているように、自分が予測するあるいは望む仕方である結果の発生を左右できる場合、結果に対するコントロール可能性が成立する。まとめると、他者からの干渉は、それが被干渉者によるコントロール可能性を持たない程度に依拠して恣意的なものとなる。

それでは、コントロール可能性の恣意性基準としての適切性と、民主政との関係性についてはどうだろうか。前者についてだが、恣意性の判定基準をコントロール可能性に求めることは妥当であるように見える。たとえば、以下の節酒の事例を考えてみよう。ある人が節酒するために、酒の納められた棚の鍵を友人に渡して、一定時間鍵を預かっているように依頼した。この時、友人が鍵を預かっていることで、節酒を行っている人の飲酒の自由は干渉を受けていると解釈できそうであるが、我々は通常友人の行為を飲酒の自由への干渉とは考えない。それは、とりもなおさず、そもそも友人に酒が納められた棚の鍵を渡すかどうかについて、節酒を試みる人がコントロール可能で

あったからに他ならない (Pettit [2012] 152)。同様に、奴隷制や家父長制が被支配者に恣意的な干渉を及ぼすのは、自らの境遇に対するコントロール可能性が干渉者の手に委ねられているからだと考えられる。以上より、恣意的な干渉の 1 つの解釈として、干渉がコントロール可能かどうかに着目することは間違っていないように見える。

しかし問題は、民主政下において、ペティットが想定するようなコントロール可能性を、個人と集合的決定の間には全く期待できない点にある (Sharon [2016] 139; Kolodny [2019] 102-104)。ここで、投票が持つ影響力について考えてみよう。特定の個人の一票が、当該個人が望む候補者の当選を左右する状況は、通常起こりえない。たとえば、総有権者数が三万と一人の選挙区で、二人の候補者が立候補している選挙を考えてみよう。この時、A の得票総数が一万票、B が二万一票の場合、B へ投票したある特定の個人の票が存在しなくとも、B が A に勝利するという結果に変わりはない。残りの二万票が依然として B に投じられる限り、B の勝利は変わらないからである。もちろん、票が割れ、A と B が同じ得票数になった場合に限り、ある個人の投票は文字通り選挙結果をコントロールできる。しかし、政治学では周知のとおり、こうした状況が発生する確率は非常に低い (Lomasky and Brennan [1993] 55-61)。したがって、通常想定され得る状況において、民主政下の個人¹⁸が集合的決定に対してコントロール可能性を持つとは到底言えない¹⁹。

¹⁸ ここで、個人ではなく集団がコントロールの主体であり、個人は集団の一部を構成することでコントロール可能性を獲得するという反論があり得る。確かに、ある集団 A が内政に関してコントロール可能である時、当該集団は他の集団や国家からの恣意的な干渉を免れているかもしれない。だが、こうした事実は、コントロール可能性という基準から見たとき、ある集団 A に属する個人が、集団 A による決定を含めた様々な恣意的な干渉から解放されているかどうかとは全く別問題である (Kolodny [2019] 103-104, 112)。

¹⁹ かりにコントロール可能性が重要だとすれば、選挙権を認めるよりも、独裁者となる権利を抽選で配布する方が理に適っているだろう (Kolodny [2019] 102)。

この批判に対して、ペティットは次のように反論するかもしれない。確かに、民主政下において個人は集合的決定の結果を左右することはできない。だが、集合的決定による支配から遺漏なくあらゆる市民を保護するためには、コントロール可能性は各市民に共有可能な仕方では個別化され（individualized）ていなければならない。ここで肝要であるのは、個人の一人だけで集合的決定を左右するような独裁的な権力にも比肩するコントロール可能性は、各市民が同時に享受することが不可能な権力であるという事実である。各市民に認められるべきコントロール可能性は、他の市民にも同様のものが認められる程度に限定されていなければならないのである（Pettit [2012] 167）。

それでは、市民間で同時に共有可能な程度に限定されたコントロール可能性とは何か。ペティットは明言していないものの、投票をそのように限定されたコントロール可能性と捉え直すことは可能である。というのも、個人の投票は、選挙結果を決定づけることは稀であるものの、選挙結果に寄与するものと考えことは十分に可能だからだ（Goldman [1999] 210-211）。先の選挙の事例に立ち返れば、個人は投票を通じて各候補者の得票率の多寡に貢献することで、選挙結果に一定の寄与を果たすことが可能となる。限定されたコントロール可能性として機能する投票権が民主政下では付与されているがゆえに、集合的決定の恣意性が消滅すると主張する道がペティットには残されているように思われる。

だが、民主政下では限定されたコントロール可能性が認められるがゆえに、干渉の恣意性が消滅するという主張は極めて問題含みである。まず、指摘しておかなければならないのは、コントロール可能性と、限定されたコントロール可能性である寄与は全く別物だという事実である（Sharon [2016] 140; Kolodny [2019] 102-104）。前者が結

果を左右する効果を持つ一方、後者は結果に一定程度貢献するのみで、結果を左右するかどうかは問題としない。この点で両者の間には大きな差が存在する。両者が区別されるのならば、コントロール可能性が干渉の恣意性を失わせる理由が、寄与の場合にも同様に通用するとは限らず、なぜ寄与の場合でも干渉の恣意性が消滅するのかを説明する必要があるはずだ。そして管見の限り、ペティットはそうした説明を与えていない。

2つ目の問題点は、ある結果に対する寄与は干渉の恣意性を失わせるものではないというものだ。たとえば、私が奴隷身分から解放されるかどうかの決定が、奴隷保有者百人と奴隷身分の私一人によって構成される委員会の多数決で決まるとしよう。この集団の決定に対して、私の投票は他の奴隷保有者と同程度寄与する。しかし、この寄与にもかかわらず、明らかに委員会の決定が恣意的なものであることは疑い得ない。

上記の議論より、恣意性の有無がコントロール可能性によって決まったとしても、民主政の擁護には役に立たないことが分かる。

6. 裁量

しばしば、恣意性の定義の候補として挙げられるのが裁量（discretion）である（Lovett [2012] 138; Sharon [2016] 149-150）。ここで裁量とは、特定の範囲に関して、法による委任や慣習による規定によって、ある個人独自の判断に従い行動することが認められていることを意味する。つまり、干渉者による独断的判断に基づいて干渉が行われる程度に応じて、干渉は恣意的なものとなる。なるほど、被干渉者の生命や人身の自由に対して、干渉者が裁量権を持つとき、裁量をもって行われる干渉が被干渉者の自由を著しく脅かすことは容

易に想像できる。だとすると、あらかじめ法によって詳細な規定を行い、可能な限り干渉者の裁量の余地を少なくすることが、自由の確保にとって重要となるだろう。

一見すると、恣意性を裁量と理解することは妥当に見える。だが、裁量の有無を恣意性の基準にすることは、恣意性理解にしても、民主政の擁護についても問題含みである。

まず、指摘しておく必要があるのは、確かに被干渉者の生命や身体を危険に晒すような裁量は自由を侵害するとはいえ、裁量そのものは、現代の社会においてありふれた現象である点だ。とりわけ、法が一般性と抽象性を具備している場合、行政や司法が個別の状況において法を解釈・運用するためには、現場にある程度の裁量の余地を認めざるを得ない（Goodin [1988] 190-193; Heath [2020] 264-278）。だとすると、我々は日常生活の多くの側面で、行政や司法の裁量に晒されていることになり、裁量＝恣意説に従えば自由が脅かされていることになる。しかし、越権行為に該当するような裁量は自由を侵害すると言えても、一般にあらゆる行政・司法の作用が市民の自由を侵害するという主張は、極めて疑わしいものであるから、恣意性の基準を裁量の有無に求めることは妥当ではない²⁰。

また、民主政の擁護にも、裁量＝恣意説は特段役立ちそうにない。ここでは、裁量が恣意的なものに陥っていないかを判定するための指標として、ペティットが提案している不運によるテスト（tough luck test）を中心に議論を進めていきたい（Pettit [2012] 176）²¹。ペティ

²⁰ 私的領域において、裁量は不可避であるだけでなく、友情や恋愛等の価値ある関係を築くために望ましいものでさえあるという指摘については Sharon [2016] 149-150 を参照せよ。

²¹ ペティットによるテストとしてはもう 1 つより知られたものとして直視可能テスト（eyeball test）がある。こちらは市民間での水平的関係が支配関係に陥っていないかを検討する点で、市民と政府間の垂直的關係に適用される不運によるテストとは区別される。ペティットの議論においてこれらのテストが果たす

ットは、たとえ人民による集合的決定へのコントロールが機能していても、実現すべき政策や法を一意に定めることは難しく、公職者の裁量に最終的な決定が委ねられることは避けがたいと指摘する。この点を踏まえ、公職者が人民によるコントロールを逸脱した形で最終的な集合的意志決定を下していないかを精査するために、自分にとって好ましくない政策決定が行われたとき、それが単なる不運の結果であると考えるに足る根拠があるかどうか検討してみよと、ペティットは提案する。具体的な基準については個別の文脈で異なるが、政府に対する信頼や制度の抜け穴を悪用していないと判断するに足る十分な根拠が存在していれば、公職者が自己利益のために裁量権を恣意的な仕方で悪用したと考える必要はない（Pettit [2012] 175-177）。以上が、ペティットによる不運によるテストの概要である。

しかし、不運によるテストは、民主政の擁護にも裁量＝恣意説が有用ではないことをよく示している。なぜなら、不運によるテストは、政府活動に対する信頼と制度を悪用していないと考えるに足る根拠があれば、民主政以外の政治体制に対しても、公職者の裁量が恣意的なものに陥っていないと判断する可能性を残すものであるからだ。もちろん、選挙権に制約を課す知者政では、民主政と比較して、公職者が特定層の利益に奉仕しているという疑いが強くなる可能性はある。しかし、こうした可能性も、知者政が不運によるテストを原理的に通過できないことを必ずしも意味しない。そうだとすると、裁量＝恣意説を採用したとしても、民主政を知者政よりも必然的に優れた体制として擁護することは困難であると言わざるを得ない。

機能についてはやや曖昧な点があり、批判的な検討を行っている文献として Layman [forthcoming]を参照せよ。

7. 社会的平等

恣意性定義の候補として、最後に検討したいのが社会的平等（social equality）である。社会的平等とは、自由で平等な市民間での対等な関係性の構築を眼目とする平等論上の立場である（Anderson [1999=2018] 312-315, 113-120 頁）。何が対等な関係性であるのか、その内実を分析することは容易ではないが、我々は対等ではない制度や関係性を容易に把握することができる。たとえば、人種ごとに居住地区や教育、生活水準が截然と区別され、社会で優位な地位に立つ人種が、社会的地位の高い職業や職務を独占し、他の人種より豊かな生活を享受している社会は、人種間の対等な関係性が棄損されている社会であると対等について言語的に明示化できずとも我々は理解することができる。明らかに対等性が棄損されている例としては、性別や宗教に基づく差別的取り扱い、労働者階級の一方的な搾取、性的少数者の抑圧等、様々なものを挙げることができるだろう。こうした具体例からも、対等な関係性について明確な定義をすることが困難であったとしても、それが何を意味するのかについて一定の理解を我々は共有していると言うことができそうである。

それでは、社会的平等の有無を恣意性の基準とすることは妥当だろうか。また、社会的平等が実現されている集合的意志決定として、民主政を擁護することは可能だろうか。

まず、前者についてだが、恣意性の基準として社会的平等は適切であるように見える。というのも、共和主義者が支配の典型例と考える、奴隷制下の主人と奴隷や家父長制下の夫と妻の関係性は、まさに対等な関係性が棄損されたものと考えることができるからだ。また、ラヴェットが説明しあぐねていた制度化された差別の事例も、社会的平等の立場に立てば、法によって一定の規制が行われているものの、

ある集団が従属的地位に貶められており、関係の対等性が失われている事例として考えることが可能となる。差別的取り扱いが法によって構造化されているのか、それとも隠然と行われているのか、どちらがより悪質かの議論は可能でも、双方ともに対等な関係性を侵害していることに変わりはないのである。

次に問うべきは、恣意性の基準を社会的平等の有無と考えたとき、民主政の擁護として上手くいくかどうかである。集合的意志決定の場面で社会的平等を実現するための条件には様々なものが考えられ得る。もちろん、5節末尾の奴隷の境遇を決める委員会の事例が示している通り、各人に平等な選挙権を認めさえすれば、社会的平等の実現にとって十分であるとは到底言えない。だが、少なくとも、集合的意志決定の影響を被る被干渉者に対して、当該決定に対する平等な影響力を認めることが、社会的平等を実現するための必要条件であることに異論の余地はないように思われる。

では、1節で示した民主政と知者政の定義を確認してみよう。

民主政：公職者の選出への正の影響力の機会を政治共同体の構成員に対して平等に分配する政治体制。

知者政：公職者の選出への正の影響力の機会を政治共同体の構成員に対して不平等に分配する政治体制。

この定式化より、平等な影響力の保障を求める社会的平等論の観点から、民主政が市民間の対等な関係性を樹立するための必要条件を満たしているのに対して、知者政は不平等な選挙権を認める点で恣意性を免れず支配関係を発生させてしまうことが分かる。つまり、3

節から 6 節までで論じてきた恣意性概念とは異なり、恣意性を社会的平等と解釈するとき、知者政を排除しつつ民主政を擁護することが可能となる。

だが、こうした結論に加えて、さらに注目すべきであるのは、社会的平等と抽選政の関係である。

抽選政：公職者の選出への零の影響力の機会を政治共同体の構成員に対して平等に分配する政治体制。

候補者の中からくじ引きで公職者が選出される政治体制が抽選政であった。換言すれば、抽選政の下では、政治共同体の構成員が特定の候補をどれほど強く望もうとも、そうした選好を全く無視して候補者の中からランダムで公職者の選出が行われる。このように、抽選政は政治共同体の構成員が候補者に対してどのような選好を持っているかに関係なく候補者の中から無差別に抽選を行うので、政治共同体の構成員は候補者の選出に影響力を及ぼすことができない。上記の定義の「零の影響力の機会」とは、抽選政のこの特徴を捉えたものとなっている。

ここで重要であるのは、抽選政が「零の影響力の機会」を平等に分配する点だ。したがって、零ではあるものの影響力を平等に分配する点で、抽選政も集合的意志決定に対する平等な影響力を政治共同体の構成員に認めていると考えることができる。すなわち、社会的平等の観点から考えると、抽選政も恣意性を免れた形で集合的意志決定を下すことが可能なのである。ゆえに、共和主義的自由が問題視する恣意性を社会的平等の有無と理解すると、民主政だけでなく抽選政

も対等な関係性を実現する条件を備えた政体として正当化されることになるのである。

8. 結論

本論では、近年精力的に論じられている民主政の正当化について、共和主義的自由に依拠する議論の成否とその含意を主題として論じてきた。恣意性概念としての妥当性と民主政擁護としての適切性、この2つの観点から、被干渉者の利益の反映、外部からの実効的制約、コントロール可能性、裁量、社会的平等について検証を行った。その結果、2つの観点を鑑みると、社会的平等が民主政を擁護し得る恣意性の適切な解釈であると判明した。そして、この含意として、社会的平等の有無を恣意性の基準として採用した場合、民主政のみならず抽選政も正当化されることが明らかとなった。

これまで共和主義的自由の恣意性解釈に焦点を当ててきたが、本論の見立てでは、民主政正当化の一般的文脈においても、社会的平等は非道具主義的な観点からの民主政の正当化根拠として最も有力なもの1つである²²。最後に、社会的平等が現実の政治制度に対して持つ含意について簡単に2点ほど敷衍したい。

1つは抽選により選出された公職者によって構成される抽選院の位置づけである。抽選院の位置づけにまつわる1つの大きな論点は抽選院に付与される権力の大きさである。この点について、抽選院に立法権力を付与するのか、あるいは、既存の立法府への単なる助言機関程度にとどまるのか等について様々な提案が行われている (Landa and Pevnick [2021] 47)。既存の選挙で選ばれた議会を完全に代替する

²² 民主政の非道具主義的な正当化根拠を検討したものとして Kolodny [2014a] や 福家 [2019] を参照せよ。

のか、それともある種の二院制を採用するのか等の具体的な制度編成の問題は残るとはいえ、本論の議論が正しければ、少なくとも非道具主義的な観点からは、抽選院に立法権力を認めることが正当化されることになる。

もう 1 つは、民主政において個人に認められる票数についてである。これまで民主政における個人の票数について「1 人 1 票」を暗黙の前提としてきた。だが、必ずしも個人に認められる票数が 1 票である必要はない。社会的平等は市民間での選挙権の不平等は許さないが、同じ票数を付与されている限り、市民が複数票を付与されることには反対しない。こちらについても、選挙区の割り当てや代表制等との慎重な擦り合わせを必要とするが、ミルの提案とは全く異なる形の「複数投票制」が認められる余地が社会的平等の下では存在することになる。

以上は、社会的平等が現実の政治制度に対して持つ含意のほんの一部分にすぎない。こうした問題も含めて、民主政と社会的平等の関係の検討については今後の課題としたい。

< 参考文献 >

Arnold, Samuel and Harris, John. [2017] "What is arbitrary power?." *Journal of Political Power* 10: 55-70.

Anderson, Elizabeth. [1999] "What is the point of equality?." *Ethics* 109: 287-337. (エリザベス・アンダーソン著「平等の要点とは何か(抄訳)」『平等主義基本論文集』(森悠一郎訳)、勁草書房、65-129 頁、2018 年。)

Bader, Ralf. [2018] "Moralizing liberty." in Sobel, D., Vallentyne, P. and Wall, S., eds. *Oxford studies in political philosophy volume 4*, Oxford University Press, 141-166.

Brennan, Jason. [2016] *Against democracy*, Princeton University Press.

Carter, Ian. [1999] *A measure of freedom*, Oxford University Press.

Carter, Ian. [2008] "How are power and unfreedom related?." in Laborde, C. and Maynor, J., eds. *Republicanism and political theory*, John Wiley and Sons, 58-82.

Foa, Roberto Stefan and Mounk, Yascha. [2016] "The danger of deconsolidation: the democratic disconnect." *Journal of democracy* 27: 5-17.

Goldman, Alvin. [1999] "Why citizens should vote: a causal responsibility approach." *Social philosophy and policy* 16: 201-217.

Goodin, Robert. [1988] *Reasons for welfare: the political theory of the welfare state*, Princeton University Press.

Goodin, Robert E. and Spiekermann, Kai [2018] *An epistemic theory of democracy*, Oxford University Press.

Heath, Joseph. [2020] *The machinery of government: public administration and the liberal state*, Oxford University Press.

Ingham, Sean and Lovett, Frank. [2019] "Republican freedom, popular control, and collective action." *American Journal of Political Science* 63: 774-787.

Kolodny, Niko. [2014a] "Rule over none I: what justifies democracy?.", *Philosophy and Public Affairs* 42: 195-229.

Kolodny, Niko. [2014b] "Rule over none II: social equality and the justification of democracy." *Philosophy and Public Affairs* 42: 287-336.

Kolodny, Niko. [2019] "Being under the power of others." in Elazar, Y. and Rousselière, G., eds. *Republicanism and the Future of Democracy*, Cambridge University Press, 94-114.

Kristjánsson, Kristjan. [1996] *Social freedom: the responsibility view*, Cambridge University Press.

Laborde, Cécile. [2008] *Critical republicanism: the hijab controversy and political philosophy*, Oxford University Press.

Landa, Dimitri, and Pevnick, Ryan. [2021] "Is random selection a cure for the ills of electoral representation?." *Journal of Political Philosophy* 29: 46-72.

Landemore, Hélène. [2013] *Democratic reason: politics, collective intelligence, and the rule of the many*, Princeton University Press.

Layman, Daniel. [forthcoming] "Republican liberty as liberty with rights." in Sobel, D. and Wall, S., eds. *Oxford studies in political philosophy Volume 8*, Oxford University Press.

List, Christian and Valentini, Laura. [2016] "Freedom as independence." *Ethics* 126: 1043-1074.

Lomasky, Loren and Brennan, Geoffrey. [1993] *Democracy and decision: the pure theory of electoral preference*, Cambridge University Press.

Lovett, Frank. [2010] *A general theory of domination and justice*, Oxford University Press.

Lovett, Frank. [2012] "What counts as arbitrary power?." *Journal of Political Power* 5: 137-152.

Lovett, Frank and Pettit, Philip. [2019] "Preserving republican freedom: a reply to Simpson." *Philosophy and Public Affairs* 46: 363–383.

Maynor, John. [2003] *Republicanism in the modern world*, Polity.

McCammon, Christopher. [2015] "Domination: a rethinking." *Ethics* 125: 1028-1052.

Mill, John Stuart. [1977] "Considerations on representative government." in Robson, John, ed. *The Collected Works of John Stuart Mill Volume XIX*, University of Toronto Press.(ジョン・スチュアート・ミル著『代議制統治論』(関口正司訳)、岩波書店、2019年。)

Miller, David. [1983] "Constraints on freedom." *Ethics* 94: 66-86.

Pettit, Philip. [1993] "Negative liberty, liberal and republican." *European Journal of Philosophy* 1: 15-38.

Pettit, Philip [1997] *Republicanism: a theory of freedom and government*, Oxford University Press.

Pettit, Philip. [2006] "The determinacy of republican policy: a reply to McMahan." *Philosophy and Public Affairs* 34: 275-283.

Pettit, Philip. [2012] *On the people's terms: a republican theory and model of democracy*, Cambridge University Press.

Pettit, Philip. [2014] *Just freedom: a moral compass for a complex world*, WW Norton and Company.

Pettit, Philip. [2019] "The control theory of legitimacy." in Sadurski, W. Sevel, M. and Walton, K., eds. *Legitimacy: the state and beyond*, Oxford University Press.

Richardson, Henry. [2002] *Democratic autonomy: public reasoning about the ends of policy*, Oxford University Press.

Schmidt, Andreas. [2016] "Abilities and the sources of unfreedom." *Ethics* 127: 179-207.

Shapiro, Ian. [2012] "On non-domination." *University of Toronto Law Journal* 62: 293-336.

Sharon, Assaf. [2016] "Domination and the rule of the law." in Sobel, D. Vallentyne, P. and Wall, S., eds. *Oxford studies in political philosophy Volume 2*, Oxford University Press, 128-155.

Simpson, Thomas. [2017] "The impossibility of republican freedom." *Philosophy and Public Affairs* 45: 27–53.

Steiner, Hillel. [1996] *An essay on rights*, Wiley-Blackwell. (ヒレル・スタイナー著『権利論——レフト・リバタリアニズム宣言』（浅野幸治訳）、新教出版社、2016年。）

Wilson, James. [2019] *Democratic equality*, Princeton University Press.

内田 智 [2019] 「現代デモクラシー論における熟議の認知的価値」、
『政治思想研究』第 19 号、273-302 頁。

小林 卓人 [2019] 「政治的決定手続きの価値」、『政治思想研究』第
19 号、238-269 頁。

福家 佑亮 [2019] 「デモクラシーを支えるもの」、『実践哲学研究』
第 42 号、35-98 頁。

山口 晃人 [2020] 「ロトクラシー：籤に基づく代表制民主主義の検
討」、『政治思想研究』第 20 号、359-392 頁。

付記：本論は公益財団法人上廣倫理財団研究助成（助成タイトル「籤引きと
民主政」）による研究成果の一部である。

（ふくや ゆうすけ 立命館大学 文学部 非常勤講師）